

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年8月27日
【会社名】	株式会社新生銀行
【英訳名】	Shinsei Bank, Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 最高経営責任者 工藤 英之
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
【電話番号】	03-6880-7000(代表)
【事務連絡者氏名】	グループ財務管理部シニアマネージャー 平山 實
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
【電話番号】	03-6880-7000(代表)
【事務連絡者氏名】	グループ財務管理部シニアマネージャー 平山 實
【縦覧に供する場所】	株式会社新生銀行大阪支店 (大阪市北区小松原町2番4号) 株式会社新生銀行名古屋支店 (名古屋市中村区名駅三丁目28番12号) 株式会社新生銀行大宮支店 (さいたま市大宮区桜木町一丁目9番地1) 株式会社新生銀行柏支店 (千葉県柏市柏一丁目4番3号) 株式会社新生銀行横浜支店 (横浜市西区南幸一丁目9番13号) 株式会社新生銀行神戸支店 (神戸市中央区三宮町三丁目7番6号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

2019年8月8日(木)開催の当行取締役会において、海外市場(但し、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売に限る。)における当行普通株式の売出し(以下「海外売出し」という。)の実施を承認する旨が決議され、海外売出しが開始されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき、同日付で臨時報告書を提出し、また、2019年8月20日(火)に海外売出しの売出数及び売出条件、その他海外売出しに関し必要な事項が決定されましたので、これらに関する事項を訂正するため、金融商品取引法第24条の5第5項において準用する同法第7条第1項の規定に基づき、同日付で臨時報告書の訂正報告書を提出しておりますが、引受人に付与された当行普通株式を追加的に取得する権利の行使により取得される当行普通株式数が確定いたしましたので、これに関する事項を訂正し、また、海外売出しに係る英文本目論見書及びその抄訳を添付するため、金融商品取引法第24条の5第5項において準用する同法第7条第1項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正内容】

訂正箇所は_____ 頁で示してあります。

(2) 売出数

(訂正前)

下記 及び の合計による当行普通株式 31,932,300株

下記(9)に記載の引受人による買取引受の対象株式として当行普通株式 28,064,800株

下記(9)に記載の引受人に付与される当行普通株式を追加的に取得する権利の対象株式の上限として当行普通株式 3,867,500株

(後略)

(訂正後)

下記 及び の合計による当行普通株式 31,932,300株

下記(9)に記載の引受人による買取引受の対象株式として当行普通株式 28,064,800株

下記(9)に記載の引受人に付与された当行普通株式を追加的に取得する権利の行使により取得される当行普通株式 3,867,500株

(後略)

(5) 売出価額の総額

(訂正前)

44,290,100,100円

(上記(2) に記載の当行普通株式を追加的に取得する権利の全てが行使された場合)

(訂正後)

44,290,100,100円

(7) 売出方法

(訂正前)

下記(9)に記載の引受人に海外売出し分の全株式を総額個別買取引受させます。また、下記(8)に記載の売出人は、下記(9)に記載の引受人に対して上記(2) に記載の当行普通株式を追加的に取得する権利を付与します。

(訂正後)

下記(9)に記載の引受人に海外売出し分の全株式を総額個別買取引受させます。また、下記(8)に記載の売出人は、下記(9)に記載の引受人に上記(2) に記載の当行普通株式を追加的に取得させます。

3【添付書類】

別添のとおり、海外売出しに係る2019年8月20日付の英文本目論見書及びその抄訳を添付書類として提出いたします。

以 上